（議提議案第６号）

令和３年１１月３０日

議長　大久保　照　夫　様

提　出　者　　議　員　　影　山　琢　也
〃　　〃　　山　下　一　男
〃　　〃　　三　浦　和　一
〃　　〃　　小　林　一　貫
〃　　〃　　権　田　清　志
〃　　〃　　大　山　美智子

議案提出について

令和３年第４回市議会定例会（１１月３０日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

［議提議案第６号］　熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔理　　由〕　議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員の期末手当支給割合の改定を行うため

熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成１７年条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「１００分の２２２．５」を「１００分の２０７．５」に改める。

第２条　熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「１００分の２０７．５」を「１００分の２１５」に改める。

附　則

この条例は、令和３年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和４年４月１日から施行する。